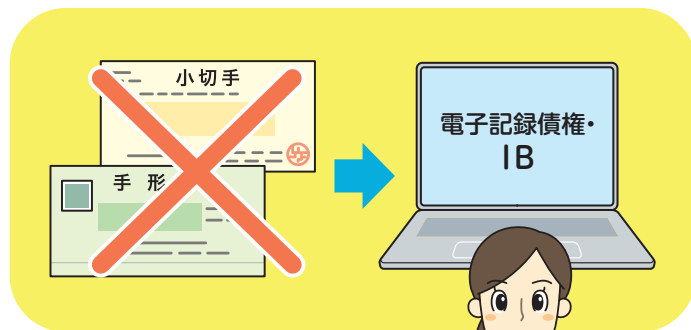


# 手形・小切手を電子的決済サービスへ

## 電子化、 もうお済みですか？

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス<sup>(※)</sup>への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



これから知っても  
まだ間に合う!



### 電子化の3つのメリット

1

#### コスト削減

印紙税や  
取引先への郵送料等が  
不要



2

#### 事務負担軽減

どこでも利用でき、  
煩雑な事務負担  
を軽減



3

#### リスク低減

盗難・紛失  
の心配がなく、  
災害にも強い



受取・支払企業の  
双方にメリット!

# 電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

## コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

## 事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

## リスク低減

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

## 場所を選ばず利用可能

- ☑ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ☑ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

## 資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。  
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは  
簡単3ステップ!

# 電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

## 取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

## 取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

## 取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ☑ 利用申込
- ☑ 事務運用方法
- ☑ 管理手順
- ☑ 初期設定

